

ユニカフェグループ人権方針

1. 人権に関する私たちの考え方

ユニカフェグループは、「コーヒーをコアに人と環境に優しい企業を目指す」（ユニカフェ）、「コーヒーを通じて、お客様や社会、そして地球との豊かな共生を実現します」（アートコーヒー）をそれぞれの企業理念として掲げ、一杯のコーヒーを通じて人と社会と環境に寄り添う存在でありたいと考え、新たな価値創造にチャレンジし続けています。

また、私たちユニカフェグループの役員および従業員は、企業倫理を遵守し、公平公正な事業活動を通じて、社会から信頼される企業人であることを心掛けています。そして志を共有するすべてのステークホルダーとともに、常に自らの良心に基づいて行動することの重要性を理解しています。

私たちの事業が持続的に発展していくためには、製品やサービスの品質の向上だけでなく、法令遵守はもちろん、社会が求める倫理的な責任を果たすことが不可欠です。

ユニカフェグループは、役員および従業員ひとりひとりが人権への理解を深め、人権尊重の責任を果たすために、「ユニカフェグループ人権方針」を定めました。私たちはこの方針に基づき、人権が尊重される社会の実現を目指します。

本方針は、ユニカフェグループの行動指針「ユニカフェグループ社員の行動規範」とサプライヤーに期待することを定めた「ユニカフェ サプライヤー行動規範」にも反映され、「責任ある調達原則」の「人権の尊重」に関する上位方針として位置づけられています。

本方針は、有識者から専門的助言を得ながら策定しました。策定後も、社員やサプライヤーなどのステークホルダーとの対話を通じて更に理解を深める努力を継続することが重要であると考えています。

ユニカフェグループでは、世界各国におけるさまざまな人権課題への理解を深め、サプライヤーのみならず共にその解決に積極的に取り組むことで、人々の尊厳が守られるより良い世界の実現に貢献してまいります。

2. 適用範囲

ユニカフェグループ人権方針はユニカフェグループに所属するすべての役員および従業員（臨時雇用者、および移住労働者を含む）に適用します。

また、ユニカフェグループと継続的な取引関係にあるサプライヤー*1 にも、本方針の尊重と継続的な改善への協力を期待します。また、さらにユニカフェグループの事業、製品・サービスに直接係わるその他の関係者に対しても、本方針への支持を期待します。

3. 人権尊重に関連した国際規範の尊重や法令遵守

ユニカフェグループは、人権尊重に関する国際的に認められた規範の尊重及び国内法の遵守を約束いたします。これには、以下の国際規範を含みます。

- 国際人権章典
 - 世界人権宣言
 - 市民のおよび政治的権利に関する国際規約
 - 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約
- 労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言
- ILO 中核的労働基準（5 分野 10 条約）
 - 児童労働の禁止（第 138 号条約、第 182 号条約）
 - 強制労働の禁止（第 29 号条約、第 105 号条約）
 - 差別の撤廃（第 100 号条約、第 111 号条約）
 - 結社の自由（労働団結権・団体交渉権）の承認（第 87 号条約、第 98 号条約）
 - 労働安全衛生の原則（第 155 号条約、第 187 号条約）
- ビジネスと人権に関する指導原則
- 子どもの権利条約

ユニカフェグループは、法律の規定、サプライヤー独自の方針、および上記規範が同じ課題を扱っている場合、その中で最も権利を尊重する規定が優先されるべきであると理解し、法令順守を超えた取り組みを尊重します。

4. 本文

ユニカフェグループは事業活動における人権尊重を実現するため、以下の項目を重視します。

- (1) バリューチェーン全体での人権侵害の未然防止
- (2) 強制労働（人身取引含む）の禁止
- (3) 最悪の形態を含む児童労働の禁止
- (4) 年齢、人種、信条、国籍、言語*2、宗教、思想、社会的出身、性別、性的指向、性自認、障がいの有無などに基づく差別や暴力、ハラスメントなど個人の尊厳を傷つける行為の禁止および女性、子ども、先住民族、障がい者、移住労働者やLGBTQ+の人々など、社会からの疎外や人権侵害を受けやすい脆弱な人々の人権の尊重
- (5) 結社の自由（労働団結権、団体交渉権）の保障
- (6) 適正な賃金支払いと適切な労働時間管理
- (7) 安全・衛生的な職場環境の確保
- (8) ワークライフバランスの支援
- (9) ダイバーシティの尊重と促進
- (10) 個人情報の適正な取扱いと法令遵守

5. 人権ガバナンス体制

ユニカフェグループでは、各本部から選出されたメンバーによるサステナビリティ委員会を設置し、月次で人権尊重に関する取り組みを検証・改善しています。

また、取締役会が人権に対するコミットメントの遵守及びその取り組みの監督責任を担い、重要項目の進捗報告を受けています。

私たちは、ガバナンス体制を整え、人権方針に関わる様々な取り組みを継続的に強化してまいります。

6. 教育・研修

人権方針の実効性を高めるため、ユニカフェグループは役員および従業員をはじめ、必要に応じてビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して適切な教育・研修を提供します。

7. 人権デューデリジェンス

ユニカフェグループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。この仕組みにより、人権への負の影響の特定・予防・軽減・対応を行い、進捗状況は、ユニカフェグループウェブサイトのサステナビリティページにて適時適切に情報を開示します。

また、人権リスク評価の結果、原材料に関連した潜在的な人権リスクが特に高いと判明したため、責任ある調達原則に基づく取り組みを引き続き推進してまいります。

8. ステークホルダーとの対話（エンゲージメント）と救済

ユニカフェグループは、ステークホルダーとの継続的な対話（エンゲージメント）を通じて人権活動を推進します。

事業、製品、およびサービスに関して人権への負の影響が判明した場合には、適切な是正措置の実施または協力を行います。

9. 苦情処理メカニズム

ユニカフェグループは、苦情受付窓口を設置し、国内外のバリューチェーンにおける人権への負の影響に適切に対応する体制を整備しています。

通報者の匿名性と通報内容の機密性を確保し、通報者には通報したことで不利益が生じないよう保護します。

また、消費者向けのお客様窓口、勤務者向けの「社外ホットライン」を設置し、法令・社内規定違反や労務トラブル・ハラスメントなどの相談を受け付けています。

*1「ユニカフェグループと継続的な取引関係にあるサプライヤー」とは、ユニカフェグループの製品またはサービスを提供するために不可欠なパートナーで継続的な取引関係にあるサプライヤーを意味します。

*2 ここでいう言語とは、言語能力ではなく固有の言語や異なるアクセントに基づく差別を指します。